

# 令和6年春の交通安全市民運動実施要綱

## 1 目 的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身の積極的な交通安全活動への取組を推進することにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

## 2 期 間

- (1) 運動期間 令和6年4月6日（土）から15日（月）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）

## 3 主 唱

笠岡市交通安全対策協議会・笠岡市

## 4 スローガン

「交通ルール 守って笑顔 晴れの国」

## 5 運動の重点

### (1) 全国共通の重点目標

- ア 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
  - イ 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
  - ウ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- ※電動キックボード等：特定小型原動機付自転車を指す。

### (2) 岡山県の重点目標

- ア 横断歩行者優先の徹底
- イ 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- ウ スピードダウンの励行
- エ 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

### (3) 自主重点目標

- ア 交差点等における安全な通行の徹底
- イ 反射材用品・LEDライト・明るい目立つ色の衣服の着用推進
- ウ 信号の遵守
- エ 車両(自転車含む)運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- オ 「笑顔でゆずり愛・笠岡」～横断歩道で止まる町～

## 6 重点目標に関する主な推進項目

以下のとおり、各重点目標に掲げる項目を中心に、参加・体験実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

### (1) 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

#### ア 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保

- (ア) 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (イ) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- (ウ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- (エ) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進
- (オ) 高齢者の横断事故防止対策の推進

## イ 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- (ア) 歩行者に対して、横断歩道の利用、信号の遵守の基本的な交通ルールの周知に加え、手上げやアイコンタクトにより運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めとすること、横断中も安全を確認すること等を促す呼び掛けの強化
  - (イ) 歩行中の幼児、児童又は高齢者が関係する交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の推進
  - (ウ) 保護者や教育関係者からの幼児、児童に対する、道路の安全な通行に関する教育の推進
  - (エ) 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化(例：認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
  - (オ) LED ライト、夜光反射材等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

## ア 歩行者等に対する保護意識の向上

- (ア) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちによる交通マナーアップの呼び掛け
- (イ) 横断歩道等において歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務、横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守の徹底
- (ウ) 歩行者等の保護の徹底を始めとした、安全運転の実践に資する交通安全教育や広報啓発の推進
- (エ) 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の促進
- (オ) 早めのライト点灯と夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用についての広報啓発の推進

## イ 高齢運転者の交通事故防止

- (ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（サポカー）とサポカー限定免許制度、後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置についての広報啓発の推進
- (ウ) 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口(安全運転相談ダイヤル：# 8 0 8 0 (シャープハレバレ)についての広報啓発の推進
- (エ) 運転免許証の自主返納制度及び「おかやま愛カード」の広報啓発による、自主返納しやすい環境づくりの促進

## ウ シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- (ア) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導及びその必要性・効果に関する理解の促進
- (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法、ハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の促進
- (ウ) 高速乗合バス、貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の促進

## エ 二輪運転者等に対する広報啓発

- (ア) 二輪車の特性や交通事故の発生状況、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の促進

(イ) 若年層のほか中高年層も対象とした、二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

オ 飲酒運転の根絶

(ア) 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成に向けた、交通事故被害等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者へ酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組の推進

(イ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用等における義務の遵守の徹底

カ 妨害運転等の防止

(ア) 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発

(イ) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちによる運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の促進

(3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

ア 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

(ア) 全ての自転車利用者に対する、ヘルメット着用の必要性・効果と努力義務化を踏まえた、着用の徹底を図るための広報啓発の推進

(イ) 夕暮れ時の早めのライト点灯と自転車の被視認生向上を図るための夜光反射材等の取付け促進

(ウ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗自転車の乗車・降車・停車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

(エ) 自転車の定期的な点検整備の促進

(オ) 自転車加害事故の被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入促進

イ 自転車交通ルールの遵守徹底

(ア) 「自転車安全利用五則」を活用した広報啓発による、自転車の交通ルールの周知と遵守徹底

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

(イ) 「自転車安全利用五則」に定めるルールのほか、二人乗りや並進の禁止等基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

(ウ) 傘差し運転、イヤホン、スマートフォン等の「ながら運転」の危険性と禁止についての周知徹底

(エ) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するための、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

ウ 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(ア) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減の

ためのヘルメット着用を促す取組の推進

(イ) 特定小型原動機付自転車の利用者に対する、販売事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

(4) 横断歩行者優先の徹底

ア 運転者に対し、横断歩道や横断者を看過しないための確認の徹底を始め、横断歩道の道路標識や予告標示（いわゆる「ダイヤモンド」）への留意、横断歩行者等妨害等違反に係る罰則（反則金）・点数について広報活動を推進

イ 歩行者に対し、「アイコンタクト」、「手を上げ」による横断の意思表示の実践について呼び掛けを強化

(5) 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

ア 運転中のスマートフォン等での通話や画像注視といった「ながら運転」の危険性、ルール遵守の重要性及び罰則についての広報啓発を推進

イ 「ながら運転」禁止の徹底に向けた各種講習会、交通安全教室等の機会を通じた周知と地域、職域、各関係機関・団体における取組の強化

(6) スピードダウン励行

ア 速度超過の危険性及び制限速度の遵守はもとより、生活道路、通学路等での人・車両の交通状況や道路形状、気象状況に応じたスピードダウンの重要性の周知徹底

イ 各関係機関・団体による各事業所や地域住民に対するスピードダウンの働きかけの実施

(7) 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

ア 自転車安全利用に向けて、次の事項について広報啓発、交通安全教育、街頭指導等を推進

○自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、交通事故はもとより、他の歩行者や車両への迷惑や危険の防止を踏まえた、自転車ルールの遵守徹底

○自転車の飲酒運転の厳禁

○自転車の用水路等への転落事故防止

イ 昨年までの過去 10 年間に、県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約 3.5 倍高いことなど、被害軽減を図り、命を守るヘルメット着用の有用性に着眼した、広報啓発、交通安全教育等を推進

ウ 地域、職域等における自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた広報啓発の推進

(8) 交差点等における安全な通行の徹底

ア 確実な一時停止及び安全確認の徹底

イ 交差点通行時はもとより、安全な通行の徹底

(9) 反射材用品・LED ライト・明るい目立つ色の衣服の着用推進

ア 夜光反射材用品・LED ライト・明るい目立つ色の衣服の着用効果の周知及び着用の推進

(10) 信号の遵守

信号の厳守（「赤色・黄色信号は止まれ」の遵守）

ア 「赤色・黄色信号は止まれ」の遵守

（「黄色信号の止まれ」は安全に停止できない時を除く。）

(11) 車両(自転車を含む)運転中のスマートフォン等の使用禁止の徹底

ア 車両運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

- イ 車両運転中のスマートフォン等使用の危険性を周知
- (12) 「笑顔でゆずり愛・笠岡」～横断歩道で止まる町
  - ア 横断歩道や交差点等における横断歩行者の保護の実践
    - (ア) 横断歩道は歩行者が最優先であることの周知徹底
    - (イ) 進路前方の横断歩道を横断又は横断しようとする歩行者がいる場合、車両は横断歩道の手前で一時停止しなければならないことの周知徹底

## 7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、依然として多くの人々が交通事故の犠牲になり、又は負傷している厳しい交通事故情勢が市民に正しく認識され、運動重点及び推進項目の趣旨が市民各層に定着して、市民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちで交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

また運動に際しては、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する市民の更なる意識の向上を図り、市民一人一人が交通事故に注意して行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

### (1) 地域、家庭等における活動

- ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- イ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- ウ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- エ 地域が一体となった子どもの見守り活動の充実

### (2) 教育現場等における活動

- ア 幼児と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による基本的な交通ルールの教育
- イ 児童・生徒を対象とした「セーフティーサイクル・ステップアップ・スクール」を利用した交通安全学習、学生等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等による安全な歩行や自転車の安全利用、ヘルメット着用に関する教育
- ウ 地域の交通安全啓発活動への参加促進

### (3) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による安全な歩行・自転車利用等についての指導

### (4) 職域における活動

- ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- イ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- ウ 横断歩道等における歩行者等優先の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- エ 右左折時、進路変更時における合図等、交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

カ 自転車を利用する勤務又は業務中の交通事故防止や被害軽減に向けた、自転車交通ルールの遵守、ヘルメット着用の徹底

キ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

ク 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

(5) 交通安全総点検の実施

通学路や生活道路、用水路等の危険箇所の把握と解消に向けて、地域住民等を交え、子どもや高齢者等の視点に立った点検を実施

8 その他

(1) 模範的な交通行動の実践

各関係機関及び団体は、本運動が真に市民総ぐるみの運動となるよう連携して取り組むほか、それぞれの所管及び特性に応じて、創意工夫を凝らした活動の実施に努めるとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をすること。

(2) 時代に即した手法の導入

各関係機関及び団体は、従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。

(3) 広報啓発活動の展開

本運動を効果的に推進するために、あらゆる組織、団体等を通じて交通ルールの遵守と交通マナーの実践が図られるよう広報啓発活動を展開すること。

特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開するものとする。